

第4編 資料編

< 目 次 >

■ 諮 問 書 (写)	79
■ 答 申 書 (写)	80
■ 総合計画策定審議会委員名簿	81
■ 総合計画策定企画調整委員会名簿	82
■ 興部町総合計画策定審議会条例	83
■ 後期基本計画策定経過	84
■ 用語の解説	85

平成23年 9月26日

興部町総合計画策定審議会会長 様

興部町長 裕 一 寿

諮 問 書

第五期興部町総合計画の後期基本計画を策定したいので、下記の事項について諮問しますのでご審議のうえ、答申下さいますようお願い申し上げます。

1. 諮問事項

第五期興部町総合計画・後期基本計画（案）の策定について

2. 趣 旨

興部町は、平成19年に「第五期興部町総合計画」を定め、6つの基本目標と前期5年間の基本計画を定め、身の丈に合った実効性のある施策を積極的に推進してきました。

厳しい財政状況が続く中、自主自律を基本にさらに魅力・活力・協力が融和し発展する町づくりを目指した施策を推進すべく、後期基本計画を定めるものであります。

平成24年12月25日

興部町長 裕 一 寿 様

興部町総合計画策定審議会
会 長 菅 原 博

第五期興部町総合計画・後期基本計画の答申について

平成23年9月26日付けで諮問のありました第五期興部町総合計画・後期基本計画（案）の策定については、本町の現状と将来における発展の可能性について慎重に審議を重ね、別冊のとおり取りまとめましたので、ここに答申いたします。

この計画の推進にあたっては、目指すべき将来像である「魅力・活力・協力が融和し発展するまち・おこっぺ」の実現に向け、計画的な行財政運営を進め、住民生活や産業活動の充実が図られるとともに、住民と行政とが協働してまちづくりにあたられることを切に望みます。

総合計画策定審議会委員名簿

区分	氏名	委員区分
会長	菅原 博	町の執行機関の委員
会長代理	矢野 政一	各種団体の代表又はその推薦を受けた者
委員	森田 博寿	町の執行機関の委員
委員	山本 敏幸	産業経済団体の代表又はその推薦を受けた者
委員	富田 和幸	産業経済団体の代表又はその推薦を受けた者
委員	藤野屋 幸道	産業経済団体の代表又はその推薦を受けた者
委員	田中 啓一	産業経済団体の代表又はその推薦を受けた者
委員	工藤 喜代子	産業経済団体の代表又はその推薦を受けた者
委員	川谷 昭男	各種団体の代表又はその推薦を受けた者
委員	瀧本 陽子	各種団体の代表又はその推薦を受けた者
委員	小柳 和雄	学識経験を有する者

〔順不同、敬称略〕

総合計画策定企画調整委員会名簿

＜委 員＞	
副 町 長	五 島 巧
教 育 長	山 前 邦 夫
総 務 課 長	鼻 田 和 男
福祉保健課長	大 内 善 雄
介護支援課長	對 馬 良 一
住 民 課 長	鍋 島 一 夫
産業振興課長	太 田 幸 男
建 設 課 長	吉 川 澄 雄
上下水道課長	安 藤 晃
会 計 管 理 者	寺 石 隆
議 会 事 務 局 長	畑 山 研 二
教育委員会管理課長	菅 井 和 仁
教育委員会社会教育課長	田 村 隆
国保病院事務長	加 藤 忍
紋別消防組合興部支署長	箭 原 寛 幸

事務局 <企画財政課>

企画財政課長	広 木 真 司
企 画 係 長	谷 晋 次
地域振興係長	高 橋 義 幸

興部町総合計画策定審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、興部町総合計画策定審議会の設置および運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について町長が任命する。

- (1) 町の執行機関の委員
- (2) 産業経済団体の代表者又はその推薦を受けた者
- (3) 各種団体の代表者又はその推薦を受けた者
- (4) 学識経験を有する者及び公募による者

(会長)

第4条 審議会に会長を置き委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第7条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年9月27日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年9月21日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則(平成11年8月24日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、平成11年7月1日から適用する。

附 則(平成15年3月19日条例第9号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月20日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

後期基本計画策定経過

平成23年	9月26日	第1回総合計画策定審議会
	10月24日	第2回総合計画策定審議会
平成24年	4月24日	企画調整委員会
	7月27日	第3回総合計画策定審議会
	8月10日	第4回総合計画策定審議会
	8月31日	第5回総合計画策定審議会
	9月25日	企画調整委員会
	10月 4日	第6回総合計画策定審議会
	12月25日	第7回総合計画策定審議会
		後期基本計画（案）答申

<A~Z>

AED【自動体外式除細動器】 P20

突然、心停止状態に陥ったときに装着して用いる救命装置。心電図を自動計測して、必要な場合は電気ショックを与える。多くの装置は音声指示に従って簡単に操作できる。2004年（平成16）7月、厚生労働省は一般人による使用を解禁。公共施設などへの設置が進んでいる。

<あ（ア）行>

一次医療 P41

かかりつけ医や生活圏内の診療所などで初期の診断・治療を担うこと。

インフォーマルサービス P48

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援以外の地域の中で制度化されていない相互に助け合う支援のこと。

営農飲雑用水道 P17

農村地域において営農の雑用水及び住民の生活用水を一体的に供給する水道の総称。

<か（カ）行>

街区公園 P70

誘致距離 250m の範囲内（歩いて5分程度）にボール遊びなどができる広場や遊具などを備えた面積 0.1ha 以上 0.25ha を標準とする公園。

外国青年招致事業 P57

語学指導等を行う外国青年を我が国に招致することにより、外国語教育の充実を図るとともに、青年交流による地域レベルでの国際交流の発展を図ることを通じて、我が国と諸外国との相互理解を増進することを目的に行っている事業。

介護福祉士 P49

福祉専門職の国家資格、身体上または精神上的の障害があり、日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言・指導を行う人。

企業振興促進条例 P36

町内に生産施設、試験研究施設、観光施設を新設または増設する事業者に対して補助金等の助成をし、産業の振興と雇用の安定を図ることを目的として制定された条例。

危機管理 P14

大地震・大停電・テロなど、天災・人災を問わず不測の事態に対して事前の準備を行い、被害を最小限に食い止めるよう対処するための諸政策。

近隣公園 P70

誘致距離 500m の範囲内に少年サッカーや少年野球が楽しめる広場や野原などを備えた面積 2ha を標準とする公園。

グループホーム P50

孤児や障害者・高齢者などが援助を受けながら共同生活を営む施設。特に、少人数の知的障害者や精神障害者が就労しつつ、日常生活の援助を受けて共同で生活する施設をいう。

ケアマネジメント P51

保健・医療・福祉の専門家や機関が、相互に協力し合い、総合的な福祉サービスを施すこと。

権限移譲 P77

国・道の仕事の一部を市町村に移し、市町村の判断でできるようにすること。

広域連携 P77

複数の自治体が協力して事務・事業を行うこと。

用語の解説

コントラクター P27

農業経営の規模拡大や複合化、労働負担の軽減のため、農作業の収穫や耕起などの農作業を請け負う組織。

<さ(サ)行>

三位一体改革 P75

国庫補助金改革、税源移譲を含む税源配分の見直し、地方交付税の改革を一体的に行なうことで、国と地方の税財政の関係を抜本的に改革し、地方分権の推進、地方自治の確立を図ること。

ショートステイ P49

老人短期入所施設、特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所し、在宅で寝たきり等の高齢者を世話する介護者に代わって一時的に介護すること。

人材バンク制度 P59

町民の文化・スポーツ活動及び教育的活動を促進し、地域社会の活性化を図るため、人材の発掘と登録を実施し、各分野での指導及び助言を行う制度。

森林認証(制度) P31

持続可能な森林経営を実践している森林やその管理主体などを第三者機関が一定の基準に基づいて評価・認証し、認証された森林由来の木材や加工品に特定のラベルを表示する制度。このラベルを通じて消費者に環境保全に貢献する選択的な購買を促し、長期的な森林の保全と資源の利用を両立する森林経営を支援する。代表的な第三者認証機関に、F S C (森林管理協議会) や P E F C (欧州森林認証) などがある。

税源移譲 P80

納税者(国民)が国へ納める税(国税)を減らし、都道府県や市町村に納める税(地方税)を増やすことで、国から地方へ税源を移すこと。

<た(タ)行>

地域主権 P75

自らの地域のことは自らの意思で決定し、その財源・権限と責任も自らが持つこと。

地域新エネルギービジョン P65

自然・未利用エネルギーなどの積極的な活用を図るため、地域の特性を活かした新エネルギーの具体的導入策を示した計画。(平成12年3月策定)

地域包括支援センター P49

地域における高齢者の介護予防事業、虐待防止・早期発見などの権利擁護事業等についての総合的なマネジメントの窓口。

地方分権 P75, 77

権力を中央統治機関に集中させずに、地方の自治団体に広く分散させること。

通所介護 P49

在宅の高齢者等に施設に通ってもらい、生活指導・機能訓練・食事・入浴・健康チェックなどの様々なサービスを日帰り提供する。

特別支援教育 P57

障害のある児童生徒に対してその一人一人の教育的ニーズを把握し、当該児童生徒のもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育を通じて必要な支援を行う教育。

<な (ナ) 行>

二次医療 P41

診療所などで扱えないような、病気、入院、手術が必要な患者に対応すること。

<は (ハ) 行>

訪問介護 P49

家庭等にホームヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事や生活等に関する相談、助言など日常生活上の世話をすること。

訪問看護 P49

医師の指示に基づいて、高齢者の居宅に訪問看護等が訪問し、健康チェックや療養上の看護を行うこと。

<や (ヤ) 行>

幼保一元化 P46

幼稚園（文部科学省の管轄）と保育園（厚生労働省の管轄）の行政的な位置付けを一元化しようとする議論。または現行法の下で、両者を連携的に運営すること。

<ら (ラ) 行>

ライフサイクル P39

生活周期。

ライフステージ P39

人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階。

レセプト P52

医療費の請求書。病院が健康保険などの報酬を公的機関に請求するために提出する明細書。



魅力・活力・協力が融和し

発展するまち“おこっぺ”

第五期興部町総合計画

平成25年3月

発行／北海道興部町

編集／興部町役場企画財政課